

北海道胆振東部地震で被災された皆さまへ

生活再建に向けた 支援ガイドブック

第9版

令和2年4月24日発行



北海道
厚真町

HOKKAIDO ATSUMA TOWN

目 次

このガイドブックは、発行日時点の主な支援制度を取りまとめたものです。

制度の詳細や活用方法は各担当へお問い合わせください。

今後、内容が追加・変更された場合は、随時発行します。

第〇版 … 最新情報が掲載されている版 **追 加** … 今回追加した項目

修 正 … 今回修正した項目（下線部は修正箇所）

〈受付状況〉 ○…受付中 ×…受付終了

〈り災証明判定〉 ○…該当 △…場合によって該当 ×…該当しない

① 住まいや身の回りのこと		受付 状況	り災証明判定			
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊
第 8 版	1－(1) り災証明書の発行	○				
第 1 版	1－(2) 被災証明書の発行	○				
第 1 版	1－(3) 応急仮設住宅	○	○	△	△	△
第 8 版	1－(4) 被災住宅の応急修理	×	△	○	○	×
第 6 版	1－(5) 被災家屋の解体撤去	×	○	○	○	×
第 2 版	1－(6) 復旧作業実施に伴う倒木の撤去	○				
修 正	1－(7) 厚真町住宅復旧支援事業補助金	○	○	○	○	○
第 7 版	1－(8) 厚真町住宅再建融資利子助成	○	○	○	○	×
第 7 版	1－(9) 厚真町リバースモゲージ利子助成	○	○	○	○	×
第 8 版	1－(10) 厚真町災害ボランティアセンター	○				
第 8 版	1－(11) 厚真町住宅リフォーム補助(胆振東部地震)	○	×	×	○	○
修 正	1－(12) 厚真町持ち家住宅建築促進支援助成金	○	○	○	○	○
修 正	1－(13) 一部損壊以上の家屋等の解体費補助	○	○	○	○	○

② お金に関すること		受付 状況	り災証明判定			
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊
第 8 版	2－(1)被災者生活再建支援制度	○	○	○	△	△
第 1 版	2－(2)災害援護資金貸付金	×				
第 1 版	2－(3)災害弔慰金(北海道)	○				
第 7 版	2－(4)災害弔慰金・災害障害見舞金(町)	○				
第 1 版	2－(5)生活福祉資金の貸付	×				
第 1 版	2－(6)母子父子寡婦福祉資金貸付	○				
第 1 版	2－(7)年金担保貸付	○				

第 1 版	2－(8) 恩給・共済年金担保融資	○				
第 1 版	2－(9) 住家被害見舞金(北海道)	○	○	○	○	×
第 8 版	2－(10) 災害復興住宅融資	○	○	○	○	○
第 1 版	2－(11) 住宅ローンの返済	○				
第 1 版	2－(12) 日本財団弔慰金	×				
修 正	2－(13) 義援金の配分	○	○	○	○	○

③ 役所の手続きのこと		受付 状況	り災証明判定			
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊
第 1 版	3－(1) 国税の特別措置	×				
第 1 版	3－(2) 道税の特別措置	×				
第 8 版	3－(3) 町税の特別措置	○				
第 1 版	3－(4) 上下水道料金の減免	×				
第 1 版	3－(5) NHK放送受信料の免除	×	○	○	○	×
第 3 版	3－(6) 国民年金保険料の免除	○				
第 1 版	3－(7) 登記済証、登記識別情報を紛失したとき	○				
第 1 版	3－(8) 運転免許証を紛失したとき	○				
第 1 版	3－(9) 各種証明書の発行	○	○	○	○	×
第 8 版	3－(10) 後期高齢者医療保険料の減免等	×	○	○	○	×
第 1 版	3－(11) 児童扶養手当の停止解除	○	○	○	○	×
第 1 版	3－(12) 自動車税などの減免	×				
第 6 版	3－(13) 医療機関受診時の一部負担金免除	○				
修 正	3－(14) 飲用井戸の水質検査手数料補助	○				
第 5 版	3－(15) 飲用井戸等給水施設整備事業補助金	○				
第 5 版	3－(16) 農業用井戸等給水施設整備事業補助金	○				
第 5 版	3－(17) こども園利用者負担金等の免除	×	○	○	○	×
第 5 版	3－(18) こども園の給食費・教材費の援助	×	○	○	○	×
第 5 版	3－(19) 栄養士・調理師免許に関する手数料の免除	×				
第 5 版	3－(20) あつまネット使用料等の特例	×				
第 8 版	3－(21) 国民健康保険料の減免	○				
第 7 版	3－(22) 介護保険料の減免	○				
第 7 版	3－(23) 確定申告での被害申告による税の軽減	×				
第 8 版	3－(24) 消費者相談	○				

第 8 版	3－(25)健康相談	○				
第 8 版	3－(26)開発許可申請等手数料の免除	○	○	○	○	×
第 8 版	3－(27)被災代替家屋の特例(固定資産税)	○	○	○	○	×
第 8 版	3－(28)被災代替償却資産の特例(固定資産税)	○				
第 8 版	3－(29)情報の発信	○				

4 民間の手続きのこと		受付 状況	り災証明判定			
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊
第 1 版	4－(1)電気料金等の特別措置	×				
第 1 版	4－(2)電話料金の減免	×				
第 1 版	4－(3)各種保険	○				
修 正	4－(4)法律相談	○				

5 教育		受付 状況	り災証明判定			
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊
第 8 版	5－(1)就学援助	×	○	○	○	×

6 事業者の方へ		受付 状況	り災証明判定			
			全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊
修 正	6－(1)中小企業者向け融資制度	○				
第 7 版	6－(2)厚真町中小企業災害復旧資金融資制度(災害融資)	×				
第 7 版	6－(3)中小企業災害復旧資金融資利子補給金	×				

① 住まいや身の回りのこと

① 住まいや身の回りのこと

(1) リ災証明書の発行

住民課 税務グループ ☎27-2481
(役場庁舎別館前プレハブ)

内容

住宅などの被害程度を証明します。地震保険などの支払請求に必要となったり、証明書判定基準により、このガイドブックに記載されている各種制度の対象となる場合があります。

被害の程度は、次の4つに区分されます。

被害区分	被害の判定基準
全壊	家屋の経済的損害割合が50%以上のもの
大規模半壊	家屋の経済的損害割合が40%以上50%未満のもの
半壊	家屋の経済的損害割合が20%以上40%未満のもの
一部損壊	家屋の経済的損害割合が20%未満のもの

対象

災害により住家（店舗兼住宅を含む）など建物に被害を受けられた方

申請

〔発行手数料〕

無料

〔受付開始〕

平成30年(2018年)9月12日(水)～

〔必要なもの〕

- ・ リ災証明書交付申請書
- ・ 印鑑
- ・ 本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
- ・ 委任状（代理の場合）
- ・ リ災場所の住居地住所と住民票の住所が異なる場合はリ災地住所に住んでいることが証明できる資料（電気代領収書など）

※できるだけ被害状況がわかる写真を受付窓口までお持ちください。

その他

〔再調査について〕

- ・ リ災証明書を発行済みの方でも、その後の余震等より被害が拡大した等、再調査を希望される方は、令和元年(2019年)11月29日(金)までに申請してください。
- ・ やむを得ない事情（地盤被害が広がり、住宅基礎被害が拡大した等）がある場合は、申請期日以降でも再調査を申請することができますので、個別にご相談ください。
- ・ 雪や氷があると損壊を確認できない場合があるため、調査が雪解け後となる場合があります。お急ぎの事情がある場合はご相談ください。

① 住まいや身の回りのこと

(2) 被災証明書の発行

住民課 税務グループ ☎27-2481
(役場庁舎別館前プレハブ)

内 容

災害により、居住する住宅を含む建物、車両および家財などが被害を受けたという届出があったことを町が証明するものです。

保険金等の請求、各種融資等の申請、補助金申請など、関係機関から提出を求められた場合に必要になります。

対 象

災害により物件等（車、家具、家電、作業場、車庫、塀などの工作物等）、農業用施設、機械、農産物等に被害を受けられた方

申 請

〔発行手数料〕

無料

〔受付期間〕

平成30年(2018年) 9月12日(水)～

〔必要なもの〕

- ・被災証明書交付申請書
- ・印鑑
- ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
- ・委任状（代理の場合）
- ・被災状況のわかる写真

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	△	△	△

※ライフラインが支障を受けており二次災害の恐れがある場合

① 住まいや身の回りのこと

(3) 応急仮設住宅

建設課 建築住宅グループ
☎27-2325

応急仮設住宅（プレハブ式仮設住宅）

内容

住居が全壊などの被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対し、応急仮設住宅を建設して無償で提供します。

合があります。

※1世帯1台分まで駐車場があります。

〔住宅設備〕

トイレ、風呂、給湯器等 手 続 き

入居者の要件

災害時点（2018年9月6日）に厚真町に住所を有する方で、次の①～③の要件すべてを満たす方

- ①・震災により住宅が全壊のため居住する住宅がない方
 - ・二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある方
 - ・ライフラインが途絶している方
 - ・地すべりにより避難指示を受けているなど長期にわたり自らの住宅に居住できない方
 - ・半壊であっても、住宅としての再利用ができず住宅に居住できない方
- ②自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方
- ③災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方

手 続 き

〔受付期間〕

平成30年(2018年)11月1日(木)～令和2年(2020年)11月29日(日)

※仮設団地によって異なります。

〔必要なもの〕

- ・申込書
- ・り災証明書
- ・誓約書
- ・委任状（必要に応じて）
- ・チェックリスト
- ・その他入居を優先する要件等を証明するもの

そ の 他

町では、応急仮設住宅の入居期間中に必要な災害公営住宅等の整備を進めていきます。

費用負担

家賃は無料で、光熱水費や自治会費などが入居者負担となります。

入居期間

応急仮設住宅完成から2年間

住宅の仕様

〔間取り〕

1DK（約20㎡）、2DK（約30㎡）、3K（約40㎡）

※世帯人数により入居できるタイプが異なります。

※大家族の場合は2戸に分かれていただく場

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

① 住まいや身の回りのこと

(6) 復旧作業実施に伴う倒木の撤去

産業経済課 林業水産グループ
☎27-2419

内容

道路、河川、農地、宅地、山地等の復旧作業により発生している倒木の撤去を行います。倒木の所有権を主張されるなど異議がある場合は、お申し出ください。

なお、今後実施を予定している復旧作業により発生する倒木も同様に撤去していきます。

作業開始日

平成30年(2018年)10月15日(月)～

作業区域

朝日地区、東和地区、高丘地区、幌里地区、桜丘地区、吉野地区、富里地区、幌内地区、本郷地区、宇隆地区、美里地区、豊沢地区、新町地区、豊丘地区、鹿沼地区

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	○

① 住まいや身の回りのこと

(7) 厚真町住宅復旧支援事業補助金

建設課 建築住宅グループ
☎27-2325

内 容

住宅基礎の傾斜修復工事と、それに併せて実施する住宅下の地盤改良工事にかかる費用の一部を助成します。

対 象 者

被災した住宅が建つ土地の所有者など
※管理者または占有者は所有者の承諾が必要

対 象 建 物

- ・戸建住宅
- ・アパートおよびマンション
- ・店舗(事務所)併用住宅の住宅部分

※申請前に、工事内容が交付対象となるかを窓口までご相談ください。

対 象 事

- ・住宅基礎の傾斜修復工事（基礎の沈下または傾斜を修復する工事）
- ・傾斜修復工事に併せて行う地盤改良工事（住宅建屋下の工事）

補 助 額

対象工事に要した費用から50万円を控除した額の2分の1

※上限300万円

※対象工事費は審査により確定します。

※北海道胆振東部地震の被災による修復工事であり、すでに工事が完了しているものを含みます。

手 続 き

〔受付期間〕

平成31年(2019年)3月1日(金)～令和4(2022)3月31日(火)

〔必要なもの〕

- ・申請書
- ・対象工事の設計図書（位置図、計画平面図など）
- ・対象工事の見積書
- ・住宅基礎の沈下および傾斜を確認できる資料
- ・土地・住宅の所有者(申請者を除く)全員または一部の承諾書
- ・土地・建物の全部事項証明書
- ・り災証明書
- ・住民票
- ・その他、町長が必要と認めるもの

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	×

① 住まいや身の回りのこと

(8) 厚真町住宅再建融資利子助成

建設課 建築住宅グループ
☎27-2325

内容

被災者が町内で住むための住宅を新築・購入するために金融機関等から融資を受けた場合の借入金にかかる利子の一部を助成します。

対象

町内で住宅を再建するために金融機関などから融資を受け、次のいずれかの要件を満たす方

- ① 応急仮設住宅（みなし仮設等を含む）の入居者であり、供与期間内に退去される方
- ② 全壊、大規模半壊、半壊の判定を受けた方

助成額

借入額×利率×80%

※利率は住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の借入時の利率と実際の借入契約の利率のいずれか低い利率とします。

※上限額100万円

手続き

〔受付期間〕

平成31年(2019年) 3月1日(金)～令和4(2022)3月31日(火)

〔必要なもの〕

- ・交付申請書
- ・り災証明書の写し
- ・金銭消費貸借契約書、工事請負契約書、返済予定表の写し
- ・住民票（再建した住宅に入居する世帯全員のもの）
- ・その他関係書類など

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	×

① 住まいや身の回りのこと

(9) 厚真町リバースモーゲージ利子助成

建設課 建築住宅グループ
☎27-2325

内容

被災者が町内で住むための住宅を新築・購入するために金融機関等から融資を受けた場合の借入金にかかる利子の一部を助成します。

※リバースモーゲージ型融資とは、月々の返済は利息のみとし、借入金の元金は申込人（連帯債務者含む）全員が亡くなられた時に、手元金による支払、融資住宅および土地の売却等の方法により一括して返済する仕組みです。

対象

町内で住宅を再建するために金融機関などから融資を受け、次のいずれかの要件を満たす方

- ① 応急仮設住宅（みなし仮設等を含む）の入居者であり、供与期間内に退去される方
- ② 全壊、大規模半壊、半壊の判定を受けた方

助成額

借入額×利率×80%×20年分

※利率は住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の借入時の利率と実際の借入契約の利率のいずれか低い利率とします。

※上限額100万円

手続き

〔受付期間〕

平成31年(2019年)3月1日(金)～令和4年(2022年)3月31日(火)

〔必要なもの〕

- ・ 交付申請書
- ・ り災証明書の写し
- ・ 金銭消費貸借契約書、工事請負契約書、返済予定表の写し
- ・ 住民票（再建した住宅に入居する世帯全員のもの）
- ・ その他関係書類など

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

① 住まいや身の回りのこと

(10) 厚真町災害ボランティアセンター	厚真町災害ボランティアセンター ☎080-1888-3140
----------------------	-----------------------------------

内容

ボランティアの受け入れ、調整を行います。

受付時間

9時～17時

主な活動内容

- ・動いてしまった家具の移動や家財の整理
- ・地震で壊れ処分する家具・家財などの運び出し運び出し
- ・災害ごみの運搬
- ・その他、サロン・集いや住民活動の支援活動など

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
×	×	○	○

① 住まいや身の回りのこと

(11)住宅リフォーム補助金(胆振東部地震)

建設課 建築住宅グループ
☎27-2325

内 容

半壊および一部損壊の住宅の所有者、管理者、占有者が行う復旧工事に要する費用の一部を補助します。

対 象 者

地震発生時の住宅の所有者、管理者または占有者
※仮設住宅などへの入居の有無は不問
※管理者または占有者は所有者の承諾を得たものに限る
※居住実態のある住宅に限る

対 象 工 事

【工期】

令和3年(2021年)3月31日までに完了する工事

【工事内容】

屋根、柱、床、内外壁、基礎、梁、ドア、窓、内装仕上げ、上下水道の配管、ガスの配管、給排気設備の配管、電気・電話線・テレビ線の配線、トイレ、浴室、照明器具

※附属建築物(外構工事や物置、車庫等)、舗装等の外構や、併用住宅の非住宅部分の復旧に関する工事は除外

補 助 額

対象工事費から30万円を控除した額の30%

※半壊の場合で住宅応急修理支援制度を活用した場合は、その額と30万円を控除した額の30%

※上限50万円

手 続 き

【受付期間】

平成31年(2019年)4月22日(金)～令和3年(2021年)3月31日(金)

【必要なもの】

交付申請時

- ・交付申請書
- ・工事見積書(すでに工事が完了している場合は内訳が分かる書類)
- ・り災証明書(半壊の方で住宅応急修理支援制度を活用した方は不要)

報告時

- ・交付完了報告書
- ・領収書
- ・工事完成写真

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	○

① 住まいや身の回りのこと

(12) 厚真町持ち家住宅建築促進支援助成金

まちづくり推進課 企画調整グループ
☎27-3179

内 容

従来の分譲地への住宅建築を対象とした助成に加えて、被災した方などが町内各地で新築する場合も助成します。

対 象 者

市町村民税などを滞納していない方

補 助 額

①	被災した方が震災以降に町内で住宅を建築した場合	定額120万円
②	フォーラムビレッジで住宅を建築した場合	最大150万円
③	かみあつまきらりタウンで住宅を建築した場合	最大200万円

対 象 建 物

- ・申請者自身が住むための住宅
- ・床面積が次の条件を満たす住宅
 - ①…50㎡以上
 - ②③…75㎡以上、二世帯住宅は110㎡以上

手 続 き

〔受付期間〕

住宅の完成後1年以内
(①の場合はこの限りでない)

〔必要なもの〕

- ・交付申請書
- ・住宅入居者全員の住民票
- ・納税証明書
- ・建築確認申請書の確認済証および検査済証の写し
- ・その他町長が必要と認める書類

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	○

① 住まいや身の回りのこと

(13) 一部損壊以上の家屋等の解体費補助

住民課 町民生活グループ ☎26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

内容

り災状況が一部損壊以上の町内に存在する共同住宅を除く家屋などの解体に要する費用の一部を補助します。

※住宅以外の納屋・車庫などを解体する場合も対象

対象工事

平成30年(2018年)9月6日以降に着工し、令和3年(2021年)3月末までに完成する工事

対象経費

建物のみ解体、撤去、処分費

※家財の撤去費などは対象外

補助金額

補助対象工事費の2分の1以内

※上限は1工事費に対し、住宅は50万円・非住宅は30万円

※他の補助制度を使って解体した方は対象外

※複数解体する場合は1工事費として補助額を決定

※住宅と非住宅の両方を解体…上限額80万円

※店舗兼住宅など…上限額80万円

手続き

〔受付期間〕

令和元年(2019年)7月1日(月)～令和3年(2021年)3月31日(水)

※ご自身で解体業者と契約して解体してください。解体工事完了後に必要書類などを用意してお申し込みください。

〔必要なもの〕

- ・り災証明書
- ・解体費の領収書、解体工事の内容がわかるもの(見積書、契約書など)
- ・解体前の家屋などの写真
- ・印鑑、振込先の口座番号

② お金に関すること

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	△	△

② お金に関すること

(1) 被災者生活再建支援制度

住民課 福祉グループ ☎26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

内容

被災者生活再建支援法に基づき、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金を支給します。

対象

住宅が全壊または大規模半壊した世帯

※大規模半壊、半壊、一部損壊住宅の敷地に被害が生じた場合で、そのままにしておくに非常に危険であったり、修理するに高額な経費がかかるため住宅を解体した場合は、全壊と同等の支援が受けられます

支給額

①基礎支援金

住宅の被害程度に応じて支給される支援金

り災区分	世帯区分	支給額
全壊・解体	複数世帯	100万円
	単身世帯	75万円
大規模半壊	複数世帯	50万円
	単身世帯	37万5千円

②加算支援金

住宅の再建方法に応じて支給される支援金

り災区分	再建方法		支給額
全壊・解体	建築・購入	複数世帯	200万円
		単身世帯	150万円
	補修	複数世帯	100万円
		単身世帯	75万円
	貸借	複数世帯	50万円
		単身世帯	37万5千円
大規模半壊	建築・購入	複数世帯	200万円
		単身世帯	150万円
	補修	複数世帯	100万円
		単身世帯	75万円
	貸借	複数世帯	50万円
		単身世帯	37万5千円

※加算支援金を重複して受け取ることはできません

(例) 住宅全壊後、一時的に賃貸アパート等に居住した場合には加算金50万円を受け取るこ

とができますが、その後住宅を補修しても、受け取れる金額は100万円からすでに支給された50万円を差し引いた50万円です。

手続き

〔受付期間〕

①基礎支援金

災害のあった日から25カ月以内
(令和2年(2020年)10月5日(月)まで)

②加算支援金

災害のあった日から37カ月以内
(令和3年(2021年)10月5日(火)まで)

〔必要なもの〕

共通

- ・り災証明書
- ・預金通帳の写し

解体した場合

- ・解体証明書
- ・滅失登記簿謄本
- ・敷地被害証明書類(敷地被害解体)

加算支援金

- ・住宅の建設・購入、補修、借家の賃貸借についての契約書など

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

② お金に関すること	
(3) 災害弔慰金(北海道)	胆振総合振興局地域創生部地域政策課 ☎0143-24-9596

内 容

災害により被災した方に対し、災害弔慰金を支給します。

対 象

災害により亡くなった方の遺族または重傷者本人

支 給 額

亡くなった方の遺族	10万円
重傷者	5万円

手 続 き

北海道が対象者へ申請書類を郵送し、直接支給します。

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

② お金に関すること

(4) 災害弔慰金・災害障害見舞金(町)

住民課 福祉グループ ☎26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

〔1〕 災害弔慰金

内容

災害により死亡された町民の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき災害弔慰金を支給します。

対象

災害により死亡した方(厚真町に住民登録のある方、外国人登録がある方)の遺族

〔支給の範囲・順位〕

①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹(同居または生計を同じくしていた方に限る)

支給額

生計維持者：500万円
その他の者：250万円

手続き

〔受付期間〕

通年

〔必要なもの〕

上記窓口にお問い合わせください。

その他

平成30年北海道胆振東部地震により直接死亡された方以外で、地震が死亡の原因となった「災害関連死」と思われる方の遺族などから相談を受け付けています。

〔災害関連死にあたる可能性が高い方の例〕

- ・環境の激変（避難所等生活の肉体・精神的疲労など）が死亡の原因と思われる方
- ・災害の発生からおおむね6カ月以内の間に死亡された方

※災害関連死による災害弔慰金の支給については、災害弔慰金支給審査委員会を設置し審査する予定です。

〔2〕 災害障害見舞金

内容

災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、次のとおり災害障害見舞金を支給します。

対象

災害により重い障がいを受けた方

支給額

生計維持者：250万円
その他の者：125万円

手続き

〔受付期間〕

通年

〔必要なもの〕

上記窓口にお問い合わせください。

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

② お金に関すること

(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付

胆振総合振興局保健環境部社会福祉課
子ども子育て支援係 ☎0143-24-9845

内容

ひとり親家庭の父母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養する児童の福祉の増進するため、ひとり親家庭の父母等が、就労や児童の就学などで資金が必要になったときに貸し付けを受けられます。

手続き

貸付金の種類によりそれぞれ貸付限度額や償還期間、貸付利率等が定められ、借入申請は、事前の相談が必要です。詳しくはお問い合わせください。

対象

①母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方）

ア：母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方）

イ：母子・父子福祉団体（法人）

ウ：父母のいない児童（20歳未満）

②父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方）

ア：父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方）

イ：母子・父子福祉団体（法人）

ウ：父母のいない児童（20歳未満）

③寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方）

ア：寡婦（かつて母子家庭の母であった方）

イ：40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母および寡婦以外の方

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

② お金に関すること

(7) 年金担保貸付

独立行政法人福祉医療機構
☎03-3438-0224

内容

国民年金、厚生年金保険または労働者災害補償保険の年金を担保として国民年金、厚生年金、労災年金を担保に、保健・医療や住宅改修資金などを融資します。保健・医療、介護・福祉、住宅改修等、冠婚葬祭、生活必需物品の購入などの支出のために一時的に小口の資金が必要な場合にご利用いただけます。

額を返済剰余金として受給者の指定した預金口座に振込みます。

〔保証人等〕

連帯保証人（審査基準あり）が必要となります。

〔金利〕

独立行政法人福祉医療機構ホームページをご確認ください。

<http://www.wam.go.jp/hp>

対象

年金受給者

貸付内容

〔資金使途〕

保健・医療、介護・福祉、住宅改修等、教育、冠婚葬祭、事業維持、債務等の一括整理生活必需物品の購入、住宅改修資金など

〔融資額〕

次の3つの要件を満たす額の範囲内

- ①10万円～200万円の範囲内（1万円単位）
※ただし、資金使途が生活必需物品の購入の場合は、10万円～80万円の範囲内
- ②年額が受給している年金の0.8倍以内（所得税額に相当する額を除く）
- ③1回あたりの定額返済額の15倍以内（ご融資額の元金相当額をおおむね2年6カ月以内で返済）

〔返済方法〕

- ・独立行政法人福祉医療機構が受給者の年金を年金支給機関から直接受け取ることによって返済されます。
- ・年金支給機関から偶数月に支給される年金のうち、受給者が指定した額（定額返済額）を返済に充てることとなります。
- ・定額返済額の上限は、1回あたりの年金支給額の3分の1以下とし、下限は1万円とします。なお、返済額は1万円単位とします。
- ・年金支給額から定額返済額を差し引いた金

手続き

独立行政法人福祉医療機構にお問い合わせください。

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

② お金に関すること

(8) 恩給・共済年金担保融資

(株)日本政策金融公庫室蘭支店
☎0143-44-1731

内容

恩給等を担保に教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。

貸付内容

〔貸付限度額〕

- ①恩給や災害補償年金を受けていて、恩給・共済年金担保融資を現在ご利用されていない方
→一人につき250万円。ただし、担保とする年金の年額の3年分以内。
- ②共済年金や厚生年金を受けていて、恩給・共済年金担保融資を現在ご利用されていない方
→一人につき250万円。ただし、担保とする年金の年額の1.6年分以内。

〔対象経費〕

住宅などの資金や事業資金

〔金利〕

(株)日本政策金融公庫にご確認ください。

手続き

(株)日本政策金融公庫室蘭支店にお問い合わせください。

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	×

② お金に関すること	
(9) 住家被害見舞金(北海道)	胆振総合振興局地域創生部地域政策課 ☎0143-24-9596

内容

北海道自然災害に伴う住家被害見舞金支給要綱に基づき、住家被害見舞金を支給します。
※北海道から直接支給されます。

対象

自己所有の家屋ならびに借家に居住し、り災証明書の判定が「半壊」以上の世帯主

支給額

居住家屋区分	被害程度	支給額
自己所有	全壊	20万円
	半壊	10万円
借家	全壊・半壊	6万円

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	○

② お金に関すること

(10) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル
☎0120-086-353

内容

自然災害等により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、住宅を建設・購入・補修する際に受けることのできる融資です。

※詳細は住宅金融支援機構に直接お問い合わせください。

手続き

住宅金融支援機構にお問い合わせください。

〔受付期間〕

災害のあった日から2年間
(令和2年(2020年)9月5日(土)まで)

対象

被害を受けた住宅の所有者または居住者で以下のり災証明書を発行された方で、自身または60歳以上の親などが居住するための住宅を建設・購入・補修する方

	り災区分
建設・購入	全壊、大規模半壊、半壊
補修	住宅に被害が生じた旨 (一部損壊も対象)

融資内容

〔融資額〕

・建設

	基本融資額	特例加算額
建設資金	1,680万円	520万円
土地取得資金	970万円	
整地資金	450万円	

・購入

	基本融資額	特例加算額
購入資金	2,650万円	520万円

・補修

補修資金	740万円
整地資金	450万円
引方移転資金	450万円

〔返済期間〕

建設・購入	35年以内
補修	20年以内

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

② お金に関すること

(11) 住宅ローンの返済(自然災害債務整理ガイドライン)

全国銀行協会相談室
☎0570-017-109

内 容

災害などにより、被災された方が生活再建に向け住宅ローンを抱えたまま再スタートすることがないようにするため、一般財団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関によりまとめられたガイドラインにより住宅ローンの免除・減額を受けるための手続きがあります。

対 象

災害などにより、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できないこと、または近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実に見込まれる方

手 続 き

①手続きの着手

最も多額のローンを借りている金融機関等へ、ガイドラインの手続着手を希望することを申し出ます。

②専門家による手続支援を依頼

金融機関等から手続着手について同意が得られた後、地元弁護士会を通じて、自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関に対し、「登録支援専門家」による手続支援を依頼します。

③債務整理（開始）の申出

金融機関等に債務整理を申し出て、申請書のほか財産目録などの必要書類を提出します。債務整理の申請後は債務の返済や督促は一時停止となります。

④調停条項案の作成

「登録支援専門家」の支援を受けながら、金融機関等との協議を通じて、債務整理の内容を盛り込んだ書類を作成します。

⑤調停条項案の提出・作成

「登録支援専門家」を経由して、金融機関ガイドラインに適合する「調停条項案」を提出・説明します。

⑥特定調停の申立

債務整理の対象にしようとする全ての借入先から同意が得られた場合、簡易裁判所へ特定調停を申し立てます。

⑦調停条項の確定

特定調停手続により調停条項が確定すれば債務整理成立です。

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	○

② お金に関すること

(13) 義援金の配分

総務課 財政グループ ☎27-2481
(役場庁舎別館前プレハブ)

内 容

厚真町で被災されて人的被害および住家被害を受けた方に、国内外からお寄せいただいた義援金を配分します。

配 分 額

人的被害

●町配分の義援金

人的被害を受けた方の遺族に配分される義援金

対象		配分額
死亡者	災害死(関連死を含む)と認定された方	50万円
	災害弔慰金において災害死(関連死を含む)と認定されなかった方で平成31年(2019年)3月31日までに避難所や仮設住宅で亡くなった方	15万円
重傷者	地震に直接起因し30日以上の治療を受けた方	10万円

●道配分の義援金

対象		配分額
死亡者	災害死(関連死を含む)と認定された方	100万円
重傷者	地震に直接起因し30日以上の治療を受けた方	50万円

住宅被害

●町配分の義援金

住宅に被害を受けた方(自己所有住宅の居住者または借家の居住者)に配分される義援金

り災区分	居住区分	配分額
全 壊	自己所有	30万円
	借 家	6万円
大 規 模 半 壊	自己所有	25万円
	借 家	6万円
半 壊	自己所有	25万円
	借 家	6万円

半壊に至らない	自己所有	10万円
(家財被害を含む)	借 家	5万円

●道配分の義援金

住宅に被害を受けた方(自己所有住宅の居住者または借家の居住者)に配分される義援金

り災区分	配分額
全 壊	100万円
大 規 模 半 壊	50万円
半 壊	10万円

住宅再建

●建築・購入

町内で新たに住宅を建設・購入した方に配分される義援金

り災区分	配分額
全 壊	100万円
大 規 模 半 壊	
半 壊	

●修繕

住宅を修繕した方(自己所有住宅の居住者)に配分される義援金

り災区分	配分額
全 壊	最大50万円(※1)
大 規 模 半 壊	
半 壊	
一 部 損 壊	最大15万円(※2)

(※1) 78万4千円の基準額の廃止により、被災住宅応急修理後の自己負担額に対して万円未満を切り捨てた額

(※2) 10万円の基準額廃止により、自己負担額に対して万円未満を切り捨てた額

その他

●各自治会のコミュニティ維持再建等

各自治会にコミュニティ維持再建などのために配分される義援金

配分額	対象
100万円	町内34自治会

手 続 き

〔受付期間〕

平成30年(2018年)10月29日(月)～令和3年(2021年)10月5日(火)

〔必要書類〕

●共通

- ・印鑑
- ・預金通帳の写し
- ・申請者の本人確認ができるもの（運転免許証や健康保険証など）

●人的被害

〈重傷者の場合〉

- ・医師の診断書

●住宅被害

〈全壊・大規模半壊・半壊の場合〉

- ・リ災証明書

〈一部損壊・半壊に至らない場合〉

- ・リ災証明書・被災証明書（お持ちの方のみ、改めてリ災証明書・被災証明書を申請する必要はありません）
- ・震災時点で対象家屋に住民票が無い方は、生活実態を確認できる資料（直近の公共料金を確認できる請求書等）

●住宅再建

〈建築・購入の場合〉

- ・契約書
- ・領収書

〈修繕の場合〉

- ・リ災証明書
- ・修繕の内容が確認できるもの（契約書、請求書など）
- ・被災住宅応急修理の証明書（被災住宅応急修理制度を利用した方）

●各自治会のコミュニティ維持再建等

平成31年(2019年)1月31日(木)開催の自治会長会議で配布した申請書

そ の 他

今後、追加配分がある場合には、広報紙やホームページ等でお知らせしますが、最初に出された申請書をもって追加配分等の申請があったものとします。

※必ずしも追加配分があるとは限りません。

※住宅再建（建築・購入・修繕）に関しては再度申請が必要です。

③ 役所の手続きのこと

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと

(3) 町税の特別措置

住民課 税務グループ ☎27-2481
(役場庁舎別館前プレハブ)

① 平成 30 年度にかかる税金

内容

被害の程度に応じて、町に納めていただく平成30年度の税金のうち平成30年(2018年)9月6日以降に納期限の到来する税額が免除や減免となる場合があります。

個人の町民税

減免の要件		減免割合
①	災害により死亡した	全額
②	生活保護を受けることとなった	
③	災害により障害者となった	90%
④	本人または配偶者控除・扶養控除の対象親族が所有し居住していた住宅がり災証明の半壊以上で、平成29年中の合計所得金額が1,000万円以下	12.5% ↓ 全額
⑤	本人または配偶者控除・扶養控除の対象親族が所有し居住していた住宅の価格に対する住宅の損害額が20%以上で平成29年中の合計所得金額が1,000万円以下	
⑥	本人または配偶者控除・扶養控除の対象親族が所有する家財に一定以上の損害を受け、平成29年中の合計所得金額が1,000万円以下	
⑦	事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかの災害による平成30年中の減収が平年の30%以上で、平成29年中の合計所得金額が1,000万円以下など一定の所得要件を満たす	※損害の程度や所得による 所得等に応じて減免

〔減免対象となる家財の損害額 (目安)〕

減免対象として考慮される家財損害額は、家族構成や年齢等によって異なります。

・ 独身の場合

所得税の確定申告での家財の損害額が60万円以上

・ 50歳代4人家族(本人、専業主婦の妻、18歳未満の子2人)の場合
所得税の確定申告での家財の損害額が262万円以上

固定資産税

対象	減免の要件	減免割合
⑧ 土地	被害面積が20%以上	40%～全額 (損害の程度による)
⑨ 家屋	り災証明において半壊以上	60%～全額 (損害の程度による)
⑩ 家屋	価格に対し損害額が20%以上	
⑪ 償却資産	修理費が評価額の20%以上	40%～全額 (損害の程度による)

〔土地の被害の目安 (固定資産税)〕

土地の固定資産税の減免は、下表の程度以上が土地の被害として考慮されます。

・ 地目が宅地・田・畑の場合

(宅地評価に準じる土地を含む)

土砂崩れ	崩落・埋没部分すべて
地割れ	幅3cm以上
陥没	深さ20cm以上
段差・隆起	20cm以上
沈下	10cm以上

※湧水・噴砂(液状化)も考慮します。

・ 地目が宅地・田・畑以外の場合 (山林など)

土砂崩れ	崩落・埋没部分すべて
地割れ	幅15cm以上
陥没	深さ50cm以上
段差・隆起	50cm以上
沈下	25cm以上

手 続 き

〔受付期間〕

平成31年(2019年)1月25日(金)～

〔必要なもの〕

< ①～⑪共通 >

- ・減免申請書
※必要に応じて、被害がわかる写真などの書類添付が必要な場合があります。

< ② >

- ・生活保護決定通知書の写し

< ③ >

- ・障害者手帳の写し

< ④ >

- ・り災証明書の写し（交付を受けている場合）

< ⑤、⑥ >

- ・平成30年分所得税の確定申告書及び雑損控除に係る書類一式の写し

< ⑦ >

- ・平成30年分所得税の確定申告書の写し（確定申告が不要な方は源泉徴収票の写し等、平成30年中の収入がわかるもの）
- ・減収を補てんする保険等がある場合は、その金額がわかるもの

< ⑧ >

- ・被害箇所の写真など、土地の被害がわかるもの（大規模な土砂崩れについては、必要ありません）
※申請の際に、地番図に被害の位置や程度を記入していただきます。

< ⑩ >

- ・原状回復にかかる見積書や契約書、請求書など、建物の原状回復の金額や内容がわかる書類の写し

< ⑪ >

- ・償却資産種類別明細書
- ・修理費の請求書の写し

②令和元年度分の解体家屋にかかる税金

内 容

公費解体家屋または町の解体費補助の対象となった家屋にかかる令和元年度分の固定資産税を減免します。

対 象

公費解体の申請または解体費補助の申請日以降に納税期限の到来する税

手 続 き

〔受付期間〕

決定次第、広報紙やホームページなどでお知らせします。

〔必要なもの〕

- ・減免申請書

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと

(6) 国民年金保険料の免除	住民課 町民生活グループ ☎26-7871 (総合ケアセンターゆくり内) 苫小牧年金事務所 (お客様相談室) ☎0144-56-9001
-----------------------	---

内 容

国民年金保険料第1号被保険者で、住宅や家財などの財産に係る損害が2分の1以上の場合、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。

手 続 き

〔必要なもの〕

り災証明書または財産の損害内容の分かるもの

免 除 期 間

平成30年(2018年)8月分～令和2年(2020年)6月分(令和元年(2019年)7月分以降は再度申請が必要)

※保険料が免除されると、将来受け取る年金額は減額します。

そ の 他

〔年金手帳などを紛失したとき〕

年金手帳、年金証書を紛失した場合は再発行することができます。

〔口座振替の停止手続〕

保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止をすることができます。

※詳しくは苫小牧年金事務所までお問い合わせください。

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと

(7) 登記済証、登記識別情報を紛失したとき

札幌法務局苫小牧支局
☎0144-34-7403

内 容

紛失した権利証を再発行することはできませんが、不正な登記がされることを予防する方法として、不正登記防止申出制度があります。

※詳しくは札幌法務局苫小牧支局までお問い合わせください。

そ の 他

家屋の倒壊などの被害により土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知証）を紛失された場合もあると考えられます。しかし、この権利証の紛失によって不動産（土地・建物）の所有権等の権利を失うことはありません。

権利証は登記の申請をする際に、本人確認資料として登記所に提出していただくものですが、登記をするには権利証のほかに所有者の印鑑証明書等の本人確認資料も必要となりますので、権利証を紛失しただけで直ちに所有権の移転の登記や抵当権の設定の登記が不正にされるなどして、登記記録上の権利関係が変わることはありません。

また、権利証を紛失したからといって不動産の売却等の処分をすることができなくなるわけでもありません。

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと

(8) 運転免許証を紛失したとき	苫小牧警察署 ☎0144-35-0110 運転免許テレホンサービス ☎011-699-8654
-------------------------	---

内 容

地震により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付に係る手数料を免除します。

手 続 き

〔受付窓口〕

苫小牧警察署（後日交付）
札幌運転免許試験場（即日交付）

免 除 額

再交付手数料の全額
(免許証…3,500円、仮免許証…1,150円、運転経歴証明書…1,100円)

〔必要なもの〕

- ・手数料免除申請書（申請窓口あります）
- ・り災証明書（交付を受けている人）
- ・印鑑 など

※詳しくは、苫小牧警察署または運転免許テレホンサービスまでお問い合わせください。

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	×

③ 役所の手続きのこと

(9) 各種証明書の発行	住民課 税務グループ ☎27-2481 (役場庁舎別館前プレハブ) 住民課 町民生活グループ ☎26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)
---------------------	--

内容

町が発行する各種証明の発行手数料を免除します。

対象

被災を原因として行う各種手続きのために証明書が必要で、全壊、大規模半壊、半壊のり災証明書の交付を受けた方

免除期間

平成30年(2018年)10月1日(月)～

対象となる証明・交付場所

〔対象となる証明〕

	証明等の名称	手数料
①	土地建物に関する証明	200円/1筆または1棟
	営業に関する証明	200円/1件
	公租公課に関する証明	200円/1年度1税目
	法人に関する資格証明	500円/1件
	土地現況地目に関する証明	2,000円/1筆
②	住民票等	100円/1枚
	記載事項証明	200円/1件
	住民票の閲覧	200円/1世帯
	不在住証明書	200円/1枚
	印鑑登録証	200円/1件
	印鑑に関する証明	200円/1件

※手数料の免除を受けるには、交付申請時に窓口でり災証明を提示してください。

〔交付場所〕

- ①住民課 税務グループまたは上厚真支所
- ②住民課 町民生活グループまたは上厚真支所

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	×

③ 役所の手続きのこと

(11) 児童扶養手当の停止解除

住民課 子育て支援グループ ☎26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

内 容

災害により住宅等に損害を受けた場合、所得制限によって一部または全部停止になっていた児童扶養手当を全部支給となるよう申請できます。

ただし、平成30年(2018年)中の所得が一定以上の額であった場合は受給した額を後日返還しなければなりません。

対 象

児童扶養手当の受給額が所得制限により全部または一部停止となっている世帯

手 続 き

〔受付期間〕

平成30年(2018年)9月25日(金)～災害等のやむを得ない事由が止んだ日から15日以内

〔必要なもの〕

- ・ 児童扶養手当被災状況届
- ・ り災証明書
- ・ 被災の程度が確認できる写真

支 給 対 象 期 間

平成30年(2018年)9月～令和元年(2019年)10月

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	×

③ 役所の手続きのこと

(13) 医療機関受診時の一部負担金免除

住民課 町民生活グループ ☎26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

内容

地震により一定の被害があった厚真町国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者について、医療機関の窓口で支払う一部負担金を免除します。

また、申請前に医療機関を受診した対象者の方には、償還払いを行います。

- ・印鑑
- ・要件を確認するために必要な書類（り災証明書など）

以下は償還払いの申請の場合のみ

- ・医療費の領収書
- ・保険証
- ・通帳

対象

厚真町国民健康保険加入者または後期高齢者医療制度加入者で次のいずれかの要件に該当する方

- ・住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被害を受けた方
- ・主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方
- ・主たる生計維持者が事業または業務を休廃止した方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

町外へ避難された方

厚真町・安平町・むかわ町外へ避難された方で、住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被害を受け、り災証明書をお持ちの方は、減免申請を3町以外の他市町村または広域連合の国保の窓口でも提出することができます。

【必要なもの】

- ・一部負担金等減免申請書（窓口にあります）
- ・り災証明書
- ・送付先住所設定届出書（窓口にあります）
- ・本人確認できる書類
- ・印鑑
- ・委任状（代理人が申請する場合のみ）

免除期間

被災した日～令和元年(2019年)8月31日(土)受診分

【減免決定までの流れ】

- ①申請受理（避難先市町村）
- ②元々お住まいだった町へ送付（避難先市町村→厚真町・安平町・むかわ町）
- ③申請書の審査・減免可否の決定（厚真町・安平町・むかわ町）
- ④送付先住所設定届出書に記載の住所へ通知（厚真町・安平町・むかわ町→申請者）

※おおむね10日～2週間要します。

手続き

免除の適用を受けるためには減免証明書が必要です。医療機関等を受診するときは、国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証と減免証明書を提示してください。

【減免証明書受付期間】

平成30年(2018年)11月1日(木)～令和元年(2019年)8月30日(金)

【償還払受付期間】

平成30年(2018年)11月1日(木)～

【減免証明書受付期間】

平成30年(2018年)11月1日(木)～平成31年(2019年)2月28日(木)

【必要なもの】

- ・減免申請書（窓口にあります）

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと

(14) 飲用井戸の水質検査 手数料補助	住民課 町民生活グループ ☎26-7871 (総合ケアセンターゆくり内)
---------------------------------	---

手数料の補助

対 象

飲用井戸の水質検査に係る手数料を補助します。

減 免 対 象 回 数

井戸 1 本につき 1 回

減 免 対 象 期 間

令和 2 年(2020年) 4 月 1 日(水) ～ 令和 3 年(2021年) 3 月 31 日(水)

水 質 検 査 の 実 施 方 法

- ① 苫小牧保健所に水質検査日を電話予約してください。
- ② 容器を事前に町民福祉課町民生活グループ(総合ケアセンターゆくり内)へ取りに来てください。
- ③ 予約日当日にご自身で容器に取水し、午前中に苫小牧保健所へ検体を持参してください。

〔保健所提出時の持ち物〕

- ・ 検体容器
- ・ 印鑑
- ・ 北海道収入証紙 15,800円

〔補助申請〕

- ① 水質検査手数料領収証を添付して、町へ補助申請をしてください。
- ② 審査後、町から指定口座へ水質検査手数料を振り込みます。

〔補助申請の必要書類〕

- ・ 印鑑
- ・ 通帳の写し
- ・ 水質検査手数料領収証

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと

(15) 飲用井戸等給水施設 整備事業補助金

住民課 町民生活グループ ☎26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

内容

町内の未給水区域で、安全で安心できる飲用水等の安定的な確保を図るために必要な飲用井戸等（飲用、炊事用、入浴用、洗濯用その他の日常生活に使用する水）の給水施設整備の経費の一部を補助します。

対象

- ①未給水区域の住宅の居住（または居住しようとする）者のうち、飲用水等の給水施設を新設しようとする方
※この制度で補助を受けた後、10年間は制度を利用できません。
- ②既設の水源が災害等により枯渇、汚染または破損し、飲用水等の確保が著しく困難になった施設を所有する方

補助対象経費

住宅（店舗併用住宅を含み、別荘等の一時的な住居および賃貸住宅を除く）に給水施設を整備するために必要な以下の経費

- ・ボーリング工事費（打ち抜き工事、素掘り工事を含む）
- ・取水管工事費
- ・ポンプ設置工事費
- ・給水管工事費（屋内配管は除く）
- ・電気導線工事費
- ・貯水タンク設置工事費
- ・飲用井戸新設時の水質検査費
- ・必要に応じて設置する浄水器設置工事費
- ・浄水器設置後の水質検査費（設置前に「水質基準不適合」だった項目に係るもの）

補助額

- ・補助対象額の2分の1以内（上限100万円）
- ・共同利用の給水施設は、補助対象額の2分の1以内（上限100万円／1戸）

手続き

補助金の交付を受けようとする方は、工事に着手する前に申請してください。

交付の決定の通知を受けた後、申請の内容

を変更・中止する場合は、速やかに速やかに計画変更・中止承認申請書を提出し承認を受けてください。

また、工事が完了した日から起算して30日を経過する日または交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告をしてください。

〔受付期間〕

平成30年(2018年)11月6日(火)～

〔必要なもの：交付申請時〕

- ①交付申請書
- ②添付書類
 - ・工事予定場所の位置図
 - ・設計図面（平面図）
 - ・工事費等の内訳が明記されている見積書
 - ・町税に滞納がないことを証する書類
 - ・給水施設が使用不能となったことを証する書類（災害等の場合）
 - ・飲用水等の原水の水質が水質基準に適合しないことを証する書類、浄水器の性能および仕様を証する書類（浄水器を設置する場合）
 - ・町長が必要と認める書類

〔必要なもの：実績報告時〕

- ①実績報告書
- ②添付書類
 - ・工事請負契約書
 - ・補助事業に係る請求書（経費の内訳の記載があるもの）および領収書
 - ・工事写真（着工前、工事中および完成後）
 - ・竣工図面（平面図）
 - ・柱状図（ボーリング工事を行った場合）
 - ・別表に掲げる水質検査項目の結果（飲用井戸を新設した場合）
 - ・設置前に飲用水等の原水の水質が水質基準に適合していなかった項目に係る設置後における水質検査結果（浄水器を設置した場合）
 - ・町長が必要と認める書類

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと

(16) 農業用井戸等給水施設 整備事業補助金

産業経済課 農業グループ
☎27-2419

内 容

町内の未給水区域で、農業用水等（農作物の栽培、家畜の飼養に要する水）の安定的な確保を図るために必要な農業用井戸等の給水施設整備の経費の一部を補助します。

対 象

- ①未給水区域で農業経営をしている者のうち、給水施設（農業用水等の確保のため農業用井戸等の取水、導水、送水および配水の施設）を新設しようとする方
※この制度で補助を受けた後、10年間は制度を利用できません。
- ②既設の水源が災害等により枯渇、汚染または破損し、農業用水等の確保が著しく困難になった施設を所有する方

補 助 対 象 経 費

農業経営用に給水施設を整備するために必要な以下の経費

- ・ボーリング工事費（打ち抜き工事、素掘り工事を含む）
- ・取水管工事費
- ・ポンプ設置工事費
- ・給水管工事費（屋内配管は除く）
- ・電気導線工事費
- ・貯水タンク設置工事費

補 助 金 額

- ・補助対象額の2分の1以内（上限50万円）
- ・共同利用の給水施設は、補助対象額の2分の1以内（上限50万円／1施設）

手 続 き

補助金の交付を受けようとする方は、工事に着手する前に、補助金交付申請書に必要書類を添付して町へ申請してください。

交付の決定の通知を受けた後、申請の内容を変更・中止する場合は、速やかに速やかに計画変更・中止承認申請書を提出し承認を受けてください。

また、工事が完了した日から起算して30日を経過する日または交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告をしてください。

〔受付期間〕

平成30年(2018年)11月6日(火)～

〔必要なもの：交付申請時〕

- ①厚真町農業用井戸等給水施設整備事業補助金交付申請書
- ②添付書類
 - ・工事予定場所の位置図
 - ・設計図面（平面図）
 - ・工事費等の内訳が明記されている見積書
 - ・町税に滞納がないことを証する書類
 - ・給水施設が使用不能となったことを証する書類（災害等の場合）
 - ・代表者選任届兼誓約書（共同利用の場合）
 - ・土地使用承諾書（共同利用の場合または他人の土地に給水施設を設置する場合）
 - ・町長が必要と認める書類

〔必要なもの：実績報告時〕

- ①厚真町農業用井戸等給水施設整備事業実績報告書
- ②添付書類
 - ・工事請負契約書の写し
 - ・補助事業に係る請求書（経費の内訳の記載があるもの）および領収書の写し
 - ・工事写真（着工前、工事中および完成後）
 - ・竣工図面（平面図）
 - ・柱状図（ボーリング工事を行った場合）
 - ・町長が必要と認める書類

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと

(21) 国民健康保険料の減免

住民課 税務グループ ☎27-2481
(役場庁舎別館前プレハブ)

内容

納付義務者またはその世帯に属する被保険者の所有する住宅または家財に被害を受けた場合、その被害の程度に応じて国民健康保険料を軽減する減免措置を受けることができる場合があります。

なお、被害の程度によっては、減免の対象とならないこともありますので、担当へご確認ください。

減免対象となる保険料

平成30年度と令和元年度の当該世帯の保険料額に平成29年中における合計所得金額に占める事業所得金額の割合を乗じた額

対象者と減免割合

①災害により障害者となった方

〈減免割合〉 90%

②災害により、納付義務者またはその世帯に属する被保険者の所有する住宅または家財に一定以上の損失を受け、前年(平成29年)の合計所得金額が1,000万円以下の方

〈減免割合〉

前年の 合計所得金額	損害の程度	減免 割合
500万円以下	20%以上50%未満	50%
	50%以上	全額
750万円以下	20%以上50%未満	25%
	50%以上	50%
750万円を超えるとき	20%以上50%未満	12.5%
	50%以上	25%

③災害等により、事業収入の減少による損失額から保険金等により補てんされるべき金額を除いた額の合計額が、平年における事業収入の額の30%以上で、前年(平成29年)の合計所得金額が1,000万円以下の方

〈減免割合〉

前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下	全額
400万円以下	80%
550万円以下	60%
750万円以下	40%
750万円を超えるとき	20%

手続き

〔受付期間〕

平成31年(2019年) 1月25日(金)～

〔必要書類〕

・ 減免申請書

※被害がわかる写真などの書類添付が必要な場合があります。

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと

(22) 介護保険料の減免

住民課 福祉グループ ☎26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

内容

第1号被保険者または世帯の生計を主として維持する者の所有する住宅または平年における事業収入額の30%以上の減少による損失を受けた場合、その被害の程度に応じて介護保険料を軽減する減免措置を受けることができます。

なお、被害の程度によっては、減免の対象とならないこともありますので、担当へご確認ください。

④災害等により、事業収入の減少による損失額の合計額が、平年における事業収入の額の30%以上で、前年(2017年)の合計所得金額が400万円以下の方

〈減免割合〉

前年の合計所得金額	減免の割合
200万円未満	全額
200万円以上	80%

減免対象となる保険料

・平成30年度分
災害を受けた日から平成30年度末までの納期に係る当該世帯の保険料額

・平成31年度(令和元年度)分
令和元年8月31日までの納期に係る当該世帯の保険料額

手 続 き

〔受付期間〕

平成31年(2019年)1月25日(金)～

〔必要書類〕

・減免申請書

※被害がわかる写真などの書類添付が必要な場合があります。

対象者と減免割合

①災害により、第1号被保険者またはその属する世帯を主として維持する者の所有する住宅にその価格の20%以上に相当する額の損失を受けた方

〈減免割合〉

前年の 合計所得金額	損害の程度	減免 割合
200万円未満	20%以上50%未満	50%
	50%以上	全額
200万円以上	20%以上50%未満	25%
	50%以上	50%

②第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡した方

〈減免割合〉 全額

③災害により障害者となった方

〈減免割合〉 90%

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと

(24) 消費者相談	産業経済課 経済グループ ☎27-2486
------------	--------------------------

内容

点検商法や便乗商法など、災害に便乗した悪質商法による消費者トラブルの相談に対応します。

過去の災害にみられた事例

- ・「当社と被災家屋の修理契約すれば、行政から補助金がでる」などと虚偽の勧誘を行い、壊れた住宅の屋根や壁の修理契約を締結する。
- ・「家屋の修理費用は火災保険の保険金で全額支払える」などと言って修理契約を締結し、高額な手数料を請求する。解約しようとする高額な解約料を請求する。
- ・公的機関を思わせる名称を用いて消費者宅を訪問したり、ハガキを送り義援金名目のお金を求める

被害に遭わないために

事業者からその場で契約を提案されても、もう一度よく考えることが大切です。本当にそれが必要かどうかわからなければ、家族や周りの人などに相談してください。

契約してもクーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。少しでも疑問や不安を感じた場合や消費生活でのトラブルでどこに相談して良いか分からない場合には、一人で悩まずに消費者ホットラインをご利用ください。

【相談・問い合わせ】

消費者ホットライン ☎118（局番なし）

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと	
(25) 健康相談	住民課 健康推進グループ ☎26-7871 (総合ケアセンターゆくり内) 苫小牧保健所 健康推進課健康支援係☎0144-34-4168(代表)

内 容

被災者の健康相談（身体やこころ、家族のことなど）を行います。

対 象

希望者

相 談 方 法

- ①電話相談
- ②家庭訪問
- ③面談

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	×

③ 役所の手続きのこと

(26) 開発許可申請等手数料の免除

まちづくり推進課 都市計画グループ ☎27-3179
胆振総合振興局建築指導課建築住宅係
☎0143-24-9594

内 容

被災した建築物（住宅等）の建て替えの際に申請手数料を免除します。

対 象

- ①自らが居住する住宅（併用住宅を含む）が滅失または破損した方
※り災証明書の判定が半壊以上

〈対象工事〉

- ・ 自己居住用住宅の建築
- ・ 自己居住用住宅への用途変更

〈対象区域〉

北海道が開発許可等を所管する区域

- ②自己居住用住宅以外の建築物または特定工作物が滅失または破損した方
※り災証明書の判定が半壊以上

〈対象工事〉

- ・ 建築物の建築または用途変更
- ・ 特定工作物の建設

〈対象区域〉

北海道が開発許可等を所管する区域のうち、被災した建築物と同一の市町村区域内

手 続 き

〔受付期間〕

- ①自己居住用住宅の建築等を目的とする申請の場合は災害発生日から2年以内
(令和2年(2020年)9月5日(土)まで)
- ②自己居住用住宅以外の建築等を目的とする申請の場合は災害発生日から1年以内
(令和元年(2019年)9月5日(木)まで)

※ただし、開発許可申請、宅地造成工事許可申請の手数料免除を受けたものに係る変更許可申請については、期間の制限はありません。

〔必要なもの〕

- ・ 手数料免除申請書
- ・ り災証明書（2回目以降の免除申請は写し可）

免 除 対 象 と な る 手 数 料

- ・ 開発許可申請等手数料（開発許可、変更許可、建築等許可、規則第60条証明書など）
- ・ 宅地造成工事許可申請等手数料（宅地造成工事許可、変更許可など）

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
○	○	○	×

③ 役所の手続きのこと

(27) 被災代替家屋の特例(固定資産税)

住民課 税務グループ ☎27-2481
(役場庁舎別館前プレハブ)

内 容

半壊以上の被災家屋に代わるものとして、令和5年(2023年)3月31日までに取得した家屋に係る固定資産税について、一定の要件に該当する場合は特例措置を受けられます。

手 続 き

受付を開始次第、必要書類等を広報紙等でお知らせします。

また、特例の要件に該当するか調査等を行いますので、必要のある方はご相談ください。

対 象 者

- ・被災家屋の所有者
- ・被災家屋の相続人
- ・被災代替家屋に、被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
- ・法人の場合、合併により消滅したときにおける合併後存続する法人 など

対 象 資 産

- ・被災した家屋と種類(用途)または使用目的が同一であるもの
- ・被災した家屋が取り壊しまたは売却等の処分がされていること

特 例 措 置

対象となる家屋の税額のうち、被災家屋の面積相当分について、取得後に課税される最初の年度から4年度分の固定資産税額を2分の1減額とします。

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと

(28) 被災代替償却資産の特例(固定資産税)

住民課 税務グループ ☎27-2481
(役場庁舎別館前プレハブ)

内 容

災害により滅失または損壊し、減免の適用を受けた償却資産に代わるものとして、令和5年3月31日までに取得した償却資産に係る固定資産税について、一定の要件に該当する場合は特例措置を受けられます。

手 続 き

受付を開始次第、必要書類等を広報紙等でお知らせします。

また、特例の要件に該当するか調査等を行いますので、必要のある方はご相談ください。

対 象 者

- ・被災償却資産の所有者
- ・被災償却資産の相続人 など

対 象 家 屋

- ・被災した償却資産と種類（用途）または使用目的が同一であるもの
- ・被災した償却資産が除却または売却等の処分がされていること

特 例 措 置

対象となる償却資産について、取得後に課税される最初の年度から4年度分の固定資産税の課税標準額を2分の1とします。

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

③ 役所の手続きのこと

(29) 情報の発信

総務課 情報防災グループ ☎27-2481
まちづくり推進課企画調整グループ ☎27-3179

防災行政無線

町からのお知らせを放送しています。個別受信機を1世帯に1台貸与しています。

あつま災害エフエム

FMラジオで町の情報を放送しています。

〈周波数〉

81.4MHz

〈放送時間〉

平日 8時、18時

厚真町ホームページ

随時更新しています。

〈URL〉

<http://www.town.atsuma.lg.jp/>



広報あつま

町内全世帯に配布しています。

〈発行日〉

毎月第2金曜日（1月号を除く）

厚真町公式フェイスブック

インターネット上のコミュニケーションサービスのフェイスブックで、町からの知らせを掲載しています。

〈アカウント名〉

厚真町役場
@atsumatownhokkaido

〈URL〉

<https://www.facebook.com/atsumatownhokkaido/>



厚真町公式LINE

無料コミュニケーションアプリ「LINE(ライン)」で、町からのお知らせを配信しています。

〈アカウント名〉

厚真町

〈ID〉

@atsuma



4 民間の手続きのこと

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

4 民間の手続きのこと

(3) 各種保険

各種窓口へお問い合わせください

地震保険・損害保険

〔保険の適用窓口〕

地震保険・損害保険の適用などについては下記の窓口にご相談ください。

- 契約している損害保険会社
- そんぽADRセンター（専門の相談員が損害保険等の相談を受け付ける機関です。）
ナビダイヤル：0570-22808
I P 電話：011-351-1031
受付時間：9時15分～17時（土曜・日曜・祝日除く）

〔内容確認・証券の紛失等〕

自然災害で保険契約の手がかりを失った方は下記の窓口にご相談ください。

- 自然災害損保契約照会センター
フリーダイヤル：0120-501-331
受付時間：9時15分～17時（土曜・日曜・祝日除く）

生命保険

〔内容確認・証券の紛失等〕

自然災害により生命保険契約に関する手がかりを失い保険金請求を行うのが困難な方は下記の窓口にご相談ください。

- 生命保険協会災害地域生保契約照会センター
フリーダイヤル：0120-001731
受付時間：9時～17時（土曜・日曜・祝日除く）
- かんぽコールセンター
フリーダイヤル：0120-52-950
受付時間：9時～17時（土曜・日曜・祝日除く）

〔生命保険料の支払い猶予措置〕

生命保険協会やかんぽ生命保険は被災された方々へ保険契約者からの申し出により保険料の支払いを最長6カ月間延長します。また、申し出により必要書類を一部省略することで簡易迅速な支払いを行います。詳しくは契約先の生命保険会社にお問い合わせください。

その他

〔証明書類の紛失〕

金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では、通帳や保険証書、印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば預貯金、保険等の払戻しを行います。

- 各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ゆうちょコールセンター
フリーダイヤル：0120-108-420
受付時間：平日…8時30分～21時、土曜・日曜・祝日…9時～17時
- 金融庁相談ダイヤル
フリーダイヤル：0120-156811
I P 電話：03-5251-6813
受付時間：9時～17時（土曜・日曜・祝日除く）

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

4 民間の手続きのこと

(4) 法律相談	各窓口へお問い合わせください
----------	----------------

札幌弁護士会

下記ホームページからお問い合わせください。
<https://www.satsuben.or.jp/>
トップページ> 法律相談センター

札幌司法書士会

下記ホームページからお問い合わせください。
<http://www.sihosyosi.or.jp/>

トップページ> 「札幌司法書士会 北海道胆振東部地震復興支援相談員」一覧

6 事業者の方へ

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

⑥ 事業者の方へ

(1) 中小企業者向け融資制度

北海道経済部地域経済局中小企業課金融係
☎011-204-5346

内容

地震により被害を受けた中小企業者などは、道の「中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【災害復旧】」を利用することができます。

対象

道内に事業所を有する中小企業者および中小企業等協同組合等であって、地震の直接または間接の被害により経営に影響を受けている方
＜適用地域＞厚真町、安平町、むかわ町

融資内容

〔資金使途〕

運転資金、設備資金

〔融資額〕

運転資金の場合 5,000万円以内
設備資金の場合 8,000万円以内

〔利率〕

- ・固定金利
 - 年1.0% (融資期間5年以内)
 - 年1.2% (融資期間10年以内)
- ・変動金利
 - 年1.0% (融資期間が3年を超える場合)

〔返済期間〕

10年以内 (据置2年以内)

手続き

〔受付窓口〕

厚真町商工会

〔取扱期間〕

平成30年(2018年)9月6日(木)～令和3年(2021年)3月31日(水)

〔必要なもの〕

- ・決算書2期分(2期分の決算または申告が終了していない方は、提出可能な決算書等および直近の試算表)
- ・商業登記簿謄本(法人の場合)
- ・見積書または契約書(設備資金の場合)
- ・道が別に定める様式による調書
- ・市町村長等が発行するり災証明書の写し(直接被害を受けた場合のみ)

生活再建に向けた 支援ガイドブック

第 9 版

令和 2 年 4 月 24 日発行

編集・発行 厚真町まちづくり推進課地方創生・復旧復興計画策定室
〒059-1692 北海道勇払郡厚真町京町120番地

電 話：0145-27-3179

ホームページ：<http://www.town.atsuma.lg.jp/office/>

開庁時間：8時30分～17時30分
(土曜・日曜・祝日および12月31日～1月5日は除く)

